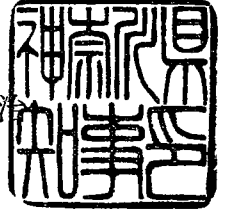




政総第 1234 号
令和 4 年 7 月 15 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について (回答)

令和 4 年 6 月 24 日付け神議第 1262 号をもって送付のありました北井宏昭議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第二グループ 土井

内線 3026

答 弁 書

様々な世代・年代の意見を取り入れるために考慮すべきことについて

【教育委員会委員の構成について】

教育委員会の委員は、大局的立場に立って、教育行政の方針や総合的な施策等を決定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有することが求められる一方、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています。

教育課題が複雑化、深刻化していく中、本県の教育施策を着実に進めていく必要があり、委員の選任に当たっては、多面的な観点から議論を進められるよう、幅広い人材の中から選任しています。この結果、近年の状況としては、40代以上の方が就任されています。

今後とも、法律の趣旨も踏まえ、本県の教育施策を推進していく上で、ふさわしい方を委員として任命できるよう努めてまいります。

【附属機関等の構成について】

附属機関は、県政運営における県民意見や専門的知見の反映、公正の確保のため、法律又は条例により設置される機関であり、附属機関以外の協議会等は、県政運営上の意見聴取の場や政策等に関して助言を求める場として、要綱等により設置されるものです。

県では、こうした附属機関や協議会等の機能が十分に発揮されるよう、設置目的に応じた適切な人材を、年齢に関わらず、広く各界各層の中から選任するものとしています。なお、県民参加の促進や若者も含めた新しい人材の活用の観点から、委員の公募にも努めることとしています。

今後とも、引き続き、附属機関や協議会等の設置目的に応じた適切な人材の選任に努めてまいります。



選管第134号

令和4年7月14日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県選挙管理委員会委員長 服部 圭助



質問趣意書について（回答）

令和4年6月24日付け神議第1262号をもって送付のありました、さとう知一議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

選挙管理委員会

和田、白井 内線 3179

答 弁 書

県選挙管理委員会としては、有権者が円滑に選挙権を行使できるよう、投票環境の整備・向上に努めることは、大変重要であると認識しています。

これまで、選挙が実施されるたびに、市区町村選挙管理委員会に対し、期日前投票所の積極的な設置や投票所への移動支援などを促してきており、その結果、期日前投票所は増加傾向にあります。

一方、ご指摘の記号式投票については、現状、県内で導入しているのは3団体のみであり、全国的に見ても5県218市区町村と12.5%の導入にとどまっています。

これは、記号式投票が、無効票が減るなどのメリットもあるものの、有権者、選挙管理委員会の双方にとって負担や混乱が生じかねないことが理由と考えられます。

まず、候補者数が多い場合、一覧性に欠け、有権者にとって、かえって投票しづらい状況を生む可能性があるという点が挙げられます。特に議会議員選挙の場合に導入が難しいと考えられます。

また、記号式投票用紙は、告示日に候補者が確定してから印刷を行わなければならないため、作成期間や作成数量によっては、投票日に間に合わせるのが困難となる場合があります。

さらに、記号式投票を採用する場合であっても、期日前投票や不在者投票については、公職選挙法により自書式投票となるため、二種類の投票用紙を準備しなければならないため、加えて、開票時には記号式と自書式が混在することから、開票事務にかかる負担が大きくなります。

昨年の衆議院議員総選挙や今般の参議院議員通常選挙では、期日前投票の割合が約3割と積極的な利用が進んでおり、自書式の割合が相当数あることを念頭に入れる必要があると考えられます。

記号式投票については、こうした課題も考慮に入れる必要がありますが、有権者の誰もが投票しやすい環境整備に向けた一つの方策として、今後、市区町村選挙管理委員会とともに研究してまいります。